

厚生文教常任委員会報告事項資料

| 資料 番号 | 資 料 名 | 所 管 課 |
|----------|-----------------------|-------|
| 1 | 民間保育所（分園）の廃止について | 保 育 課 |
| 2 | 民間保育所の認定こども園への移行について | |
| 3 | 病院職員に対する臨時的な手当の支給について | 経営管理課 |

令和3年12月3日

民間保育所（分園）の廃止について

城前寺保育園かものみや分園については、土地を賃借し、その敷地に園舎を整備して運営を行ってきたが、借地契約の終了に伴い土地を返還する必要が生じたため、当該施設が廃止される。

1 園の概要

- (1) 施設名 城前寺保育園かものみや分園
- (2) 施設所在地 小田原市鴨宮 670 番地の 1
- (3) 施設設置者 宗教法人城前寺
- (4) 施設規模等 木造平屋建て
延床面積 123.30 m²（平成 26 年 3 月新築） 敷地面積 335.46 m²
- (5) 定員 20 人
- (6) 位置図



2 廃止時期

令和 5 年（2023 年）3 月 31 日

3 在園児数（令和 3 年 11 月 1 日現在）

20 人 内訳 0 歳児：2 人 1 歳児：7 人 2 歳児：11 人

*廃止されるまでの間、新規の園児募集は行いません。

4 スケジュール（予定）

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 令和 3 年（2021 年）12 月 | 県へ状況報告 |
| 令和 4 年（2022 年）3 月 | 現 2 歳児クラス在籍児童卒園 |
| 令和 4 年（2022 年）12 月 | 県へ認可変更届（定員の減少）の提出 |
| 令和 5 年（2023 年）3 月 | 現 1 歳児クラス在籍児童卒園 → 同 3 月末 廃止 |

民間保育所の認定こども園への移行について

山王保育園については、今後の保育ニーズの動向や多様化する保育ニーズに対応していくため、認定こども園に移行する。

1 園の概要

- (1) 施設名 山王保育園
- (2) 施設所在地 小田原市東町一丁目 30 番 30 号
- (3) 施設設置者 社会福祉法人西さがみ福祉会
- (4) 施設規模等 鉄筋コンクリート造 3 階建（平成 14 年 3 月新築）
延床面積 1,085.43 m² 敷地面積 1,140.34 m²
- (5) 定員 100 人
- (6) 位置図



2 移行時期

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日

3 定員構成

| 区 分 | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|-------|
| 現 行 | 9 人 | 15 人 | 16 人 | 20 人 | 20 人 | 20 人 | 100 人 |
| 移行後 | 保育部 | 9 人 | 15 人 | 16 人 | 20 人 | 20 人 | 100 人 |
| | 幼稚部 | — | — | — | 3 人 | 3 人 | 4 人 |

4 スケジュール（予定）

令和 3 年（2021 年）12 月 県へ認定申請

令和 4 年（2022 年）3 月 認定→同 4 月 1 日 認定こども園へ移行・運営開始

病院職員に対する臨時的な手当の支給について

1 手当の支給

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の陽性患者の受入医療機関として、コロナ治療と三次救急医療を両立させるために病院業務に従事してきた病院事業企業職員に対して、次のとおり臨時的な手当を支給する。

| 区 分 | 内 容 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与の種類 | 特殊勤務手当 |
| 対 象 者 | 次のいずれにも該当する病院事業企業職員 (1) 正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員 (2) 常時勤務している職員及びそれに準じる職員 (3) 令和3年度12月1日に在籍し、その間に勤務し継続的に病院業務に従事している職員 |
| 金 額 | (1) 正規職員 50,000 円 (2) 上記以外の職員 25,000 円 |
| 時 期 | 令和4年1月（支給予定） |
| そ の 他 | 小田原市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 |

2 市立病院の取組等

- (1) 神奈川モデルの県西地区唯一の高度医療機関として、休日夜間を問わず全ての症状区分や周産期、小児、透析のコロナ患者と基礎疾患の重篤な疑似症患者を受け入れ、コロナ診療の最前線としてその治療に当たったほか、コロナワクチンに係る高齢者対象の集団接種など、県のコロナ施策にも積極的に協力
- (2) 全職員が協力してコロナ専用病棟の運用と感染症対策を徹底することで、本来の基幹病院としての機能と役割である救命救急センターをはじめとする救急医療、小児医療、周産期医療等についても、手術や外来診療の制限、入院病棟の縮小をすることなく、その機能を確保
- (3) 令和3年4月の第4波に続き、7月から9月までの期間で感染力が強いデルタ株が感染拡大した第5波では、最大1日30人を超えるコロナ患者を受け入れ、人工呼吸器やECMOを使用する重症患者への治療などに全職員の協力体制を組んで対応し、県西地域の医療体制を堅持